

令和2年12月定例会 提出議案（概要）

（頁）

（1）議案第163号 2

指定管理者の指定について（北九州市立男女共同参画センター）

（2）議案第193号 3

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

総 務 局

(1) 議案第163号 「指定管理者の指定について(男女共同参画センター)」

1 議案提出理由

北九州市立男女共同参画センターについて、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議案を提出するもの。

2 内容

北九州市立男女共同参画センターについて、令和3年4月から5年間の管理を行う指定管理者に、公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラムを指定するもの。

(1) 指定管理者に管理を行わせる施設

北九州市立男女共同参画センター

(2) 指定管理者に指定する者

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

(3) 指定する期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

(2) 議案第193号 「北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

児童相談等業務手当を新設するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

特殊勤務手当の新設（別表関係）

種 類	支 給 範 囲	手 当 額
児童相談等 業務手当	子ども総合センターに勤務する職員が、児童の福祉に関する相談、指導、一時保護等の業務に従事したときに支給する。	従事した1日につき 1,000円

3 施行期日

令和3年1月1日